

令和3年4月23日

多摩市立小・中学校 保護者の皆様

多摩市教育委員会

緊急事態宣言に伴う学校の新型コロナウイルス感染症対応について

日頃より、多摩市の学校教育にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症について、政府は東京都を含む4都府県を対象に、早ければ4月25日も緊急事態宣言を発出することで調整しているとのこと。本市としましては、こうした国や東京都の動向を踏まえ、子どもたちの安全を最優先とし、緊急事態宣言下においても学校運営を継続し、子どもたちの「学びを止めない」対応を検討しているところです。

つきましては、緊急事態宣言に伴う今後の学校対応について、下記のとおりご連絡しますのでご確認ください。なお、今後の感染状況や国・東京都からの要請によっては急遽、対応が変わる場合があります。その際は、各学校を通じてご連絡いたします。

記

- 1 学校運営について、休校又は分散登校は行わず、感染症対策を徹底しながら継続します。
- 2 学習指導について、感染症対策を十分に講じた上で実施します。  
※水泳の授業は、国や東京都の通知に基づき、密集・密接の場面を避けるなど、様々な感染リスクへの対策を講じながら実施に向けて検討します。
- 3 部活動について、多摩市内での活動とし、市外での大会・コンクールへの参加、対外試合・合同練習等の実施は、原則中止とします。
- 4 学校行事等について、緊急事態宣言下は次のとおりとします。
  - 遠足や社会科見学などの校外学習について、行き先が東京都内で電車などの公共交通機関を利用しない場合は実施します。
  - 移動教室や修学旅行などの宿泊を伴う校外学習について、5月中に出発する予定の行事は延期します。
  - 運動会について、3密（密閉・密集・密接）を回避し、内容や方法等を工夫して実施します。
  - 保護者会や学校公開について、保護者の方に検温やマスクの着用等のご協力をいただきながら、時間や場所、実施方法を工夫するなどして実施します。
- 5 給食は実施し、飛沫を飛ばさないよう会話を控えるなどの対応をとります。
- 6 その他、教育活動の詳細については、各学校からご連絡します。

[問合わせ先]

多摩市教育委員会教育指導課

電話 042-338-6913